

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌



会報

2020 11
No.553

出前講座・現場見学会

[令和元年9月25日(水)]
宮崎県立宮崎農業高等学校
環境工学科 2年生 33人

就業体験

[令和元年10月29日(火)～11月1日(金)]
宮崎県立宮崎農業高等学校
環境工学科 2年生 37人



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和2年11月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 宮崎県県議会自由民主党と宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	3
2. 建設キャリアアップシステムに係る10月からの制度改正のお知らせ	4
3. 宮崎県建設関連産業雇用受入支援事業について	5
4. 令和2年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」について	6
5. 令和2年度テレビCM放送のご案内	7
●雇用改善コーナー	
1. 令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について	8
2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに 文書募集開始時期等について	9
●建退共	
1. 理事長表彰伝達式について	11
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	11
●技士会	
1. 令和2年度 1級土木施工管理技術検定「実地試験」受験準備講習会開催のご案内	12
2. 第25回土木施工管理技術論文・技術報告募集のお知らせ	12
3. 第8回土木工事写真コンテストの募集	13
●事業協同組合	
1. 下請セーフティネット債務保証制度について	14
2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	15
●建災防	
1. 第57回全国建設業労働災害防止大会がWEB開催されました	16
2. 建設業取引適正化推進期間について	17
3. チェーンソーを用いた伐木等作業に係る安全対策講習会のご案内	18
●火薬協会	
火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について	19
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）	20
2. 中間前払金制度のご案内	21
●建設業情報管理センターからののお知らせ	22
●建設業福祉共済団からののお知らせ	
＜法定外労災補償制度＞建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	23

令和2年11月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火災協会・保証会社
1	日			
2	月			
3	火	文化の日	文化の日	文化の日
4	水			
5	木	全国建設業協会 労働問題協議会 九州土木部長会議・国交省との意見交換会 みやざきシェイクアウト	自由研削砥石（グラインダ）の取替え等の 業務に係る特別教育（清武）	
6	金	監理技術者講習（宮崎）	ローラーの運転の業務に係る特別教育 （清武 7日まで）	
7	土			
8	日			
9	月			
10	火		現場管理者統括管理講習（清武）	
11	水		車両系建設機械（解体用）運転技能講習（清武）	
12	木	県協会 常務理事会及び県との意見交換会		
13	金	全国技士会臨時理事会（リモート）	不整地運搬車運転技能講習（清武 14日まで）	
14	土			
15	日			
16	月	県協会 九州地方整備局との意見交換会 1級土木施工管理技術検定実地講習会 （17日まで）		全建協連事務局長会議（東京）
17	火		職長・安全衛生責任者教育（清武 18日まで）	
18	水	九州建設業協会 第3回専務・事務局長会議 保証会社意見交換会		
19	木		建退共 電子試行的実施システム研修会 （東京 20日まで）	
20	金		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 21日まで）	
21	土			
22	日			
23	月	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	火	1級土木施工管理技術検定実地講習会 （25日まで）	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者講習（清武 25日まで）	
25	水	全国建設業協会 会長会議 九州建設青年会役員会・意見交換会（福岡）		
26	木	九州技士会 会長・事務局長会議（宮崎）		西日本建設業保証(株)参与会
27	金		高所作業車運転技能講習（清武 28日まで）	
28	土			
29	日			
30	月	九州建設業協会 技術担当職員研修会（鹿児島）		

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

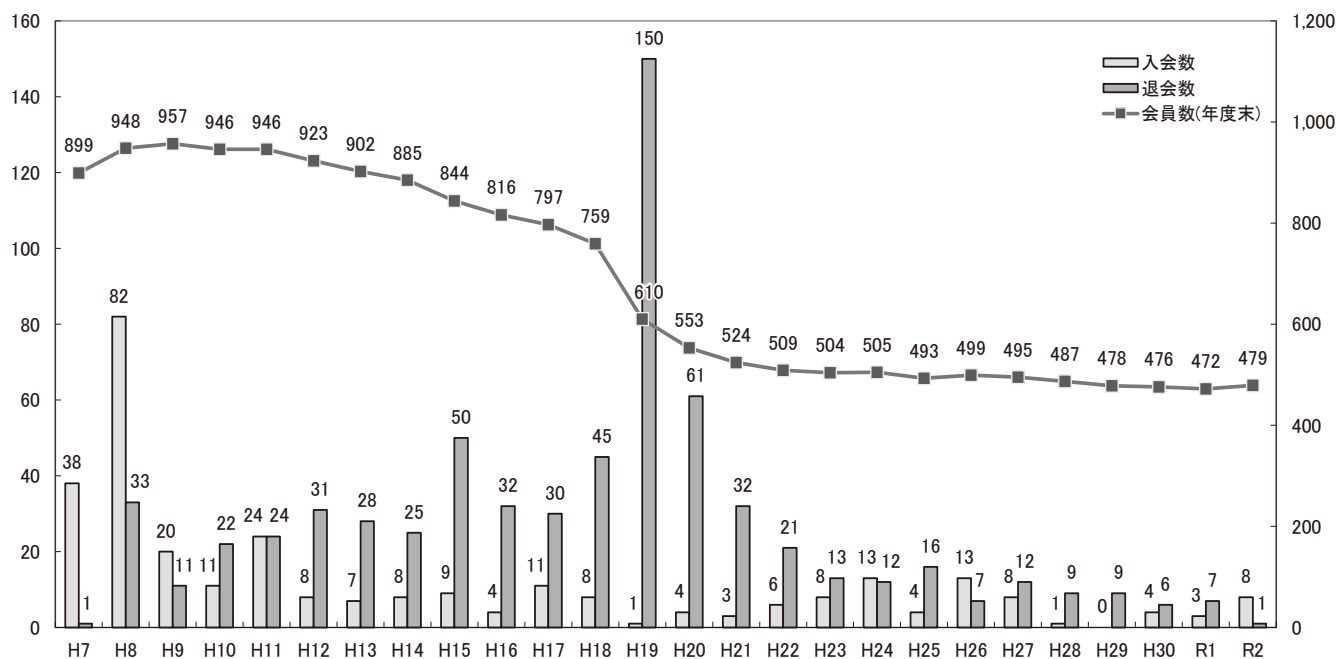
項 目	所 管	形 式
2020.9.14付 国土交通省 建設業法施行規則等を改正する省令について（令和2年10月施行分）	国 土 交 通 省	html
2020.10.5付 宮崎県「木造住宅耐震リフォーム達人塾／オンライン版」の開講について	宮 崎 県	html

会員の異動状況

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
串 間	(有) シフト技建	代 表 者	田 中 澄 男	木 村 美恵子
都 城	(株) 藤 誠 建 設	代 表 者	藤 田 忍	藤 田 誠
日 向	(株) 高 野 建 設	代 表 者	高 野 幸 紘	高 野 いづみ

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	8
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	1
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	479

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R2は10.23現在

宮崎県建設業協会

1. 宮崎県県議会自由民主党と宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

9月25日に県議会委員会室にて宮崎県県議会自由民主党との意見交換会が開催された。

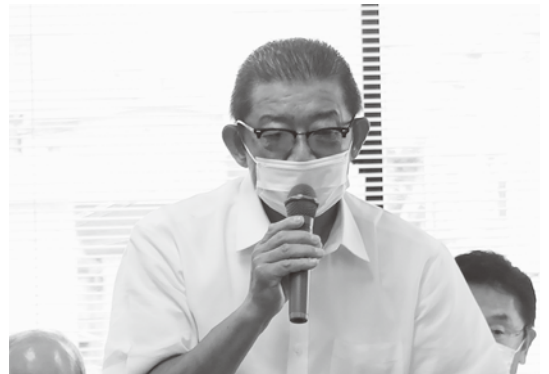
意見交換会では「地域建設業を取り巻く現状と課題」、「宮崎県建設業協会からの要望」について意見の交換を行った。

要 望 事 項

1. 令和3年度公共事業当初予算の増額確保と補正予算の早期編成
2. 「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続
3. 新・担い手3法の浸透と担い手の確保・育成について
4. 働き方改革の推進
 - ・週休2日の実施に伴う必要経費の確保
 - ・発注と施工時期の平準化
5. 入札・契約制度の改善
 - ・最低制限価格の引き上げと算定式の見直し
 - ・施工実態等を反映した適正な予定価格の設定と適切な設計変更
6. 生産性向上の推進に向けたICT活用工事の推進



濱砂会長挨拶



藤元会長挨拶



宮崎県県議会自由民主党との意見交換会

2. 建設キャリアアップシステムに係る10月からの制度改正のお知らせ



令和2年9月8日(火)
建設キャリアアップシステム
運営協議会事務局

10月からの制度改正のお知らせ

本年10月1日より、料金改定及び運営方法の変更を実施いたします。

1. 料金の改定

(事業者の料金のみ変更。技能者登録料は変更なし)

①事業者登録料（5年ごと）

現行料金の2倍（料金表は2ページに記載）

②管理者ID利用料（1年ごと）

1IDあたり 11,400円（現行2,400円）

※一人親方は、現行の2,400円に据え置き。

③現場利用料（利用ごと）

1人日・現場あたり 10円（現行3円）

※10月1日以降にデータが登録された就業履歴に適用。

2. お問い合わせセンターにおける電話受付の終了

2020年9月30日（水）をもって電話受付を終了します。
10月以降のお問い合わせは、建設キャリアアップシステム
ホームページの「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

3. 郵送申請・受付窓口申請の受付終了

2020年9月30日（水）をもって郵送申請および受付窓口での申請の受付を終了します。10月以降はインターネット申請をご利用ください。なお、書面申請を希望される場合は、お近くの認定登録機関にご相談ください。

詳しくは、建設キャリアアップシステムホームページ
(<https://www.ccus.jp/>) をご覧ください。

3. 宮崎県建設関連産業雇用受入支援事業について

宮崎県 建設関連産業 雇用受入支援事業

離職者を雇用する
企業を応援します!!



事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い失業者の発生が懸念される中、失業者を建設産業に受け入れる体制を整えることで、地域雇用の維持につなげる。

支援内容

以下に該当する方を新たに雇用した事業者に対し、雇用者1名あたり15万円を助成します。

正規雇用であることが必要です。(職種は問わない)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、やむを得ず離職した方(県内外問わず)で、県内事業所への就職希望者
- (2) 失業者であること

※ 離職票、失業証明できるもの等必要

申請できる事業者

- (1) 宮崎県内に主たる営業所を有する建設業許可業者
- (2) 測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント・建築設計に係る業の登録を有する建設関連業者

※ 県税未納がない、社会保険(健康保険、厚生年金保険)雇用保険に加入していること等の要件あり

受付期間

令和2年8月3日(月曜日)から令和3年1月29日(金曜日)
(受付時間 9時から12時 13時から17時 土日祝日を除く)

※ 事業予算に到達した時点で助成終了

応募方法

申請に必要な書類を用意し、宮崎県建設業協会へ郵送または持参

※実施要領の内容をご覧ください申請してください

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

(一社) 宮崎県建設業協会

電話:0985-22-7171

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

4. 令和2年度宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」について

補助対象者

宮崎県内に本店がある
建設業者（建設業許可を有すること）

補助対象経費

当該年度 3 月 10 日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。**ただし、3 月 10 日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限り。**

1. 旅費・受講費 2. 通訳費 3. 在留資格申請費 4. 人材紹介費
5. 出展費・説明会等参加費 6. 研修費 7. その他

※研修費について

入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限り

補助対象 在留資格

- 高度専門職（例：技術者（土木施工管理、建築施工管理））
 - 特定技能 1 号・2 号（例：技能労働者）
- ※**技能実習生は補助対象外です**

補助額

助成対象経費の 1/2 以内（一社当たり上限額 20 万円）

対象者の限度

1 事業者当たり年 1 回のみ（通算上限 2 回まで）

受付期間

令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 2 月末日まで

（持参の場合の受付時間は平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

注意：事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。
御了承ください

※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

その他の条件

◎消費税・地方消費税は対象外。

◎補助金の交付は事業計画申請受付順とし、補助対象経費の算定した額が 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

◎補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを完了したものに限り。

**事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会
または宮崎県のホームページをご覧ください。**

（一社）宮崎県建設業協会 TEL：0985-22-7171

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

5. 令和2年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和2年度放送日のご案内

◆ CM 展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMKニュースの放送帯(毎週土曜17:30～17:56)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRTニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和2年4月3日(金)～令和2年4月30日(木)
令和2年8月28日(金)～令和3年4月1日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人

YouTube
チャンネル
あります!



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター「オジギビット」

雇用改善コーナー

1. 令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について

2 文科初第 412 号
職発 0611 第 10 号
開発 0611 第 19 号
令和 2 年 6 月 11 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子



令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等の変更について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、令和2年2月19日付け元文科発第1521号、職発0219第12号、開発0219第20号「令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）」（以下「通知」という。）により、通知しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症（以下「コロナウイルス」という。）の感染拡大の影響により、全国の高等学校では臨時休業がなされていたところ、高等学校で行う就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

こういった不安を解消し、生徒の希望・適性にあった就職を実現させるためには、企業研究や職場見学などを含む就職準備に必要な時間を確保する必要があります。通知の第1に記載する推薦及び選考開始日を下記にすることにしました。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、コロナウイルスの防止対策を実施しながらの就職活動や選考開始期日等の変更など、例年と異なる就職環境にある中、生徒が安心して就職活動に臨めるよう、中長期的な視点に立って採用を進めて頂き、引き続き、令和3年3月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

なお、下記以外の新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日日程、新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い（推薦開始期日等を除く）等については、通知のとおりとしますので御知願います。

記

1 新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

- (1) 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年10月5日（沖縄県については令和2年9月30日）以降となるようにすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年10月16日以降とすること。
- (3) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 コロナウイルスの影響を踏まえた就職活動への配慮について

コロナウイルスの防止の観点から、求人者が応募前職場見学や選考を実施する際は、感染防止策を徹底すること。

また、応募前職場見学の日程設定に当たっては、例年、学校の夏季休業期間中に実施している求人者が多いですが、今年度については、夏季休業期間が短縮され、また、地域や学校ごとに夏季休業期間が違うことが想定されることから、柔軟な対応をすること。

さらに、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄等については、学校休業の影響を踏まえ、令和2年3月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」により、児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施については、「やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること」とされており、推薦期日又選考開始期日等までに当該年度の身体状況の記入が難しい場合があることも想定されます。

また、全国高等学校統一応募書類の「身体状況」欄の記入上の留意事項として「身長、体重、聴力及び視力欄については、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。」とされています。

このため、「身体状況」欄に第二学年時等の数値で記入される場合等であっても全国高等学校統一応募様式として問題ない旨、ご理解頂きたいこと。

2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

元文科初第 1521 号
職発 0219 第 12 号
開発 0219 第 20 号
令和 2 年 2 月 19 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

厚生労働省職業安定局長
小 林 洋 司

厚生労働省人材開発統括官
定 塚 由 美 子



令和 3 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和元年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和 2 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところでもあります。

新規学卒者をめぐる就職環境は全体として順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎えるものが多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、令和 3 年 3 月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等
1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

雇用改善

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和3年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和2年12月1日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張管内の地域に限る。）
- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日（沖縄県については令和2年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年9月16日以降とする。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととする。
- したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。
- （※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。
- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとする。
- ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - （ア）安定所における求人申込み受理は、令和2年6月1日から開始するものとする。
 - （イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものとする。
- イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - （ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和2年6月1日から開始するものとする。
 - （イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和2年7月1日から開始するものとする。
 - （ウ）学校における求人申込みの受理は、令和2年7月1日以降開始するものとする。
- また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和2年7月1日以降に行うものとする。
- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により令和3年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介所による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申し合わせ事項を遵守すること。また、民間就職紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の応募前職場見学等について

令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、同期間中に首都圏で行われる応募前職場見学（※）等に際しては、生徒の交通手段や宿泊施設確保に困難が伴う等の事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮すること。

（※）なお、募集前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行ううものであり、採用選考の場とならないよう十分にご注意いただきたい。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は令和2年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 募集の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共

1. 理事長表彰伝達式について

令和2年度における建退共制度の普及協力者に対する（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰の伝達式を10月13日（火）、宮崎県建設会館で行い当支部の藤元支部長が伝達しました。

事業所表彰					
㈱谷口組	（代表取締役	谷口 光秀）	串間市【出席者は	専務取締役	谷口 直美 様】
㈱伊東組	（代表取締役	伊東 寿長）	延岡市【出席者は	取締役	藤岡 勲 様】



2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)
7月末計	2,620	30,695
加 入	4	71
脱 退	6	83
7月末計	2,618	30,683

	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
		件数(件)	金額(円)		
8月分	828	65	78,885,600	前 月 分	86,724
今年度総累計 (2020年4月～8月)	4,395	483	462,118,197	当 年 度 計 累 計	274,718

技士会

1. 令和2年度 1級土木施工管理技術検定「実地試験」 受験準備講習会開催のご案内

【CPDS 認定講習会】

令和2年度の1級土木施工管理技術検定「実地試験」が12月6日（日）となっておりますので、実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。昨年度、学科試験のみに合格されている方と、今回の学科試験に合格された方が対象になりますので、実地試験合格のため、是非とも参加ください。

1級 実地講習（4日間を2回に分けて開催）		
日 時	1回目	令和2年11月16日（月）～ 11月17日（火）
	2回目	令和2年11月24日（火）～ 11月25日（水）
受講金額	会員：25,000円 ・ 非会員：29,000円（テキスト代は別）	
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市橋通東2丁目9番19号）	
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会（0985-31-4696）	

§ 努力は自分のために！ §

2. 第25回 土木施工管理 技術論文・技術報告 募集のお知らせ

（一社）全国土木施工管理技士会連合会では、技術論文・技術報告を募集しています。

この応募で受理されますと、論文15ユニット、報告10ユニットが付与されます。

応募対象者は1・2級土木施工管理技士で個人または連名（共同執筆者は2人まで）となっています。工事規模の大小・工種の制限はありませんが、執筆者が既に他団体等で公表した論文・報告は応募できません。その他、詳細につきましては、全国土木施工管理技士会連合会ホームページの技術論文に記載されております。

応募は連合会ホームページにおいてオンラインからご応募ください。期限は令和2年11月30日（月）までとなっております。

優秀な技術論文・技術報告は、表彰されます。最近の表彰履歴は下記のとおりです。

なお、敬称は略させていただきました。

第24回	優秀論文賞	片岡 雅志	清本鐵工（株）
------	-------	-------	---------

3. 第8回土木工事写真コンテストの募集

(一社)全国土木施工管理技士会では、土木工事に関する写真を募集しています。写真の著作権を持つ方ならどなたでも応募できますので、あなたも担当した工事現場の写真を応募してみませんか。詳しくは、全国土木施工管理技士会連合会のホームページをご覧ください。

- 1 テーマ : 土木工事に関する 2020 年に撮影した写真。
- 2 応募締切 : 2020 年 12 月末
- 3 応募方法 : <http://www.ejcm.or.jp/photo/> よりご応募ください。

第 8 回募集要項

*どなたでも応募できますが、写真の著作権を持つ方に限ります。

*土木工事に関する写真で、2020 年 1 月～12 月に撮影したもの。

*合成・加工写真は不可、但し、デジタル写真作品のトリミング、自然な濃度や色味の調整などはこれに該当しません。

⑨安全チェックがあります。安衛法に触れるような危険な位置からの撮影や現場風景は対象外となりますのでご注意ください。

*優秀作品には以下の賞が授与されます。

- ・最優秀賞 (1 点) …賞金 5 万円、
- ・優秀賞 (数点) …賞金 1 万円、
- ・入選 (数点) …プリペイドカード 5 千円分

事業協同組合

1. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
- ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
- ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500 万以下	500 万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額 × 出来高率 - 受領済額 - 違約金) × 90% 《担保掛目》
100% (完成)	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%-440万円-110万円) × 90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含まれます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90% 《担保掛目》 - 受領済額
-----	--------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円-440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%) - 440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》-440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

2. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)

3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可

4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)

6 測量！(提携会社)

7 3Dデータ作成！(提携会社)

8 CADデータ作成！(提携会社)



※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

建災防

1. 第57回全国建設業労働災害防止大会がWEB開催されました

建設産業の安全衛生管理水準の向上と労働災害の根絶を目指した第57回全国建設業労働災害防止大会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、参加者等の安全を第一に考え宮城県仙台市での開催を中止し、令和2年9月24日から10月8日までWEB開催されました。

なお、安全衛生管理に係る優良事業場等については、本県からは次の事業場等が表彰されました。

優良賞（会社）	株式会社 山崎産業（延岡分会）
	坂口建設 株式会社（小林分会）
功績賞（職長）	谷口大海 氏（㈱谷口組 串間市分会）
	大城友博 氏（寛永建設㈲ 東諸分会）



2. 建設業取引適正化推進期間について (国土交通省からの周知依頼)

みんなで守る 適正取引



契約は着工前に
書面で締結しましょう






令和2年度 10・11・12月

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

3. チェーンソーを用いた伐木等作業に係る安全対策講習会のご案内（厚生労働省委託事業）

林業の事業主・事業場の安全ご担当者様へ

【厚生労働省委託事業】

チェーンソーを用いた伐木等作業に係る安全対策講習会のご案内

林業における労働災害発生率は、他産業と比較して極めて高く、国際的に見ても高い水準にあり、死亡者数については、平成 23 年以降 40 人前後で推移しており、改善が見られていません。

この一方、平成 31 年に改正された労働安全衛生規則を踏まえ、従来からの伐木等作業における安全作業に係る作業方法や手順等を改めて整理するとともに、現に伐木等作業に従事する労働者の能力向上等を図るため、更なる安全対策の推進が求められています。

このため、厚生労働省の委託事業として、伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発し、同マニュアルに基づく、林業の事業場における安全担当者を対象とする安全対策講習会を全国 8 都市で開催します。九州での開催日時等は下記のとおりです。

～講習会の主な内容～

- 1 開催日時 令和 2 年 11 月 27 日（金） 13:00～16:00
- 2 開催場所 熊本産業展示場グランメッセ熊本 2 階会議室
上益城郡益城町福富 1010（益城熊本空港付近）
- 3 講習会の内容
 - (1) 伐木等作業における安全作業対策
 - (2) 関係法令等
 - (3) 質疑応答
- 4 定員 約 40 名程度（申し込み順で、定員になり次第締め切ります。）
- 5 参加費 無料（テキストも無料配布します。）
マスクの着用をお願いします。
- 6 申し込み方法
参加申込書に必要事項を記載し、ファクシミリでお申し込みください。
なお、受講票等は送付いたしません。
- 7 申込・問合せ先
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部 熊 迫 電話 090-5292-1625



(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部 熊迫
FAX 096-365-3897

チェーンソーを用いた伐木等作業に係る安全対策講習会参加申込書

参加者氏名		
事業場名		
住所 電話番号 ご担当者氏名	〒 TEL	ご担当者

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外には使用いたしません。

火薬協会

火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について

本年12月20日（日）、宮崎市（宮崎県建設技術センター・産業開発青年隊）において実施する令和2年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者試験の願書受付状況は次のとおりでした。

全員の合格をお祈りいたします。

種別 職種	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	合計
建設関係	17	10	0	27
碎石関係	11	0	0	11
製造関係	20	0	1	21
煙火関係	0	2	0	2
公務員	1	2	0	3
学 生	0	0	0	0
そ の 他	22	3	0	25
計	71	17	1	89

受験者の皆さんへ

- 試験会場は、宮崎県建設技術センターです。
場所は、宮崎市清武町今泉の清武総合支所から約1キロメートルの宮崎県産業開発隊のある場所です。
- 試験中は、電卓等の計算機類は使用禁止です。
- 試験会場では、携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- 施設内の設備や備品等に触れたり、使用したりしないでください。
- 本館の施設外にある指定された場所以外での喫煙は禁止されております。
- 試験事務局の携帯電話は、080-1796-5190です。
(宮崎県建設技術センターからの取次ぎはご遠慮ください。)

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和2年9月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和2年度	437	▲ 0.2	15,297	11.3	2,073	▲ 1.7	98,115	36.9
令和元年度	438	▲ 2.2	13,748	▲ 17.6	2,108	11.8	71,656	10.0
平成30年度	448	▲ 16.4	16,689	▲ 7.9	1,885	▲ 5.7	65,156	▲ 4.3
平成29年度	536	▲ 14.5	18,117	17.1	1,999	▲ 12.7	68,084	▲ 3.3

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

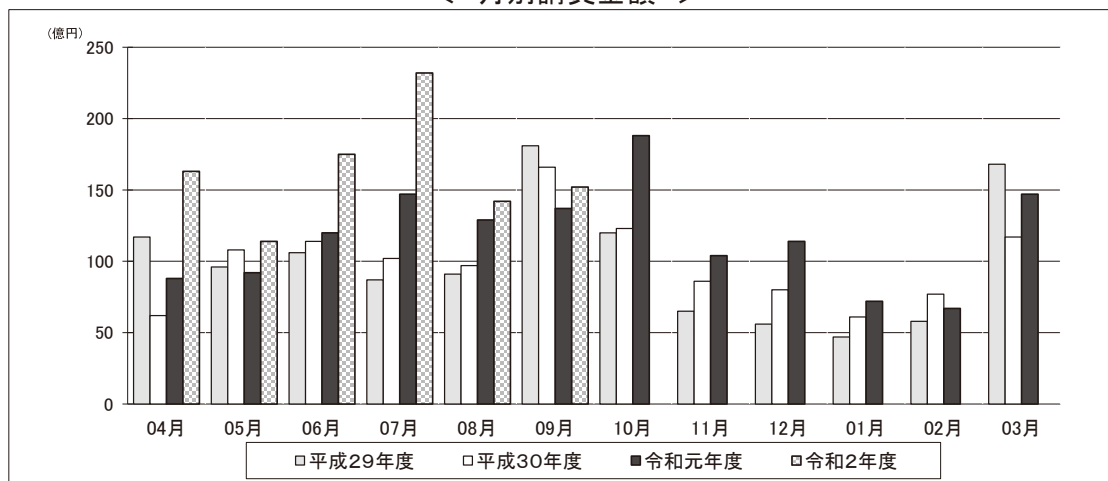
発 注 者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	29	▲ 14.7	2,793	▲ 11.7	218	24.6	22,917	48.3
独立行政法人等	7	<	545	<	21	90.9	1,854	▲ 15.0
県	196	16.7	7,110	43.1	755	▲ 1.4	39,875	78.8
市町村	203	▲ 12.1	4,555	▲ 12.8	1,072	▲ 5.9	33,053	7.1
その他	2	▲ 60.0	293	▲ 25.3	7	▲ 58.8	415	▲ 52.0
計	437	▲ 0.2	15,297	11.3	2,073	▲ 1.7	98,115	36.9

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	100	9.9	3,278	▲ 22.5	441	10.0	27,887	79.6
日 南	31	▲ 22.5	1,311	2.1	150	▲ 11.2	5,437	4.9
串 間	17	88.9	768	188.7	84	20.0	3,869	179.1
都 城	56	▲ 8.2	2,288	28.2	260	▲ 24.9	15,212	▲ 2.5
小 林	50	19.0	1,313	29.9	196	14.0	5,762	13.6
高 岡	15	36.4	547	103.6	70	▲ 11.4	2,219	▲ 0.6
西 都	27	▲ 22.9	1,256	55.2	117	▲ 22.0	7,513	156.5
高 鍋	22	▲ 4.3	1,199	62.3	118	18.0	8,072	105.1
日 向	56	33.3	1,401	26.0	283	1.1	9,592	8.7
延 岡	29	▲ 14.7	1,140	▲ 19.0	180	9.1	7,472	4.9
西臼杵	34	▲ 32.0	790	▲ 5.4	174	▲ 1.1	5,075	32.4
計	437	▲ 0.2	15,297	11.3	2,073	▲ 1.7	98,115	36.9

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!

中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間
前払金

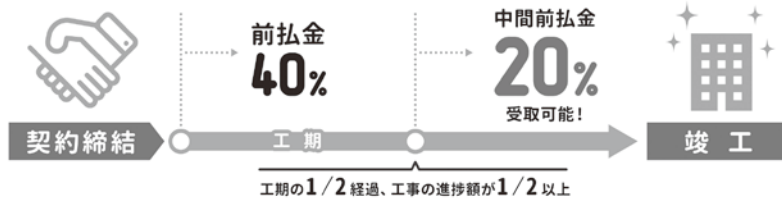
20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間
前払金
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、
さらに請負金額の20%を受け取れます。

工期が長くても
安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった
場合です。

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要
はありません。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書
●発注者が発行する認定調書(写)

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。

▶ 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金1,000万円×0.065%▶保証料 6,500円

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001
宮崎市橘通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL 0985-24-5656 [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX

0120-553-835

西日本建設業保証
<https://www.wjcs.net/>

検索



建設業情報管理センターからのお知らせ

経営状況分析は、信頼と実績の CIIC建設業情報管理センターにお任せください

豊富な 実績

永年の処理実績に裏付けされ、
建設企業様から高い評価を頂戴しています。
適正、的確な処理により、安心してお任せ
いただけます。



迅速な 処理

迅速な処理を心がけ、申請いただいてから、
3営業日以内に結果通知書を発送しています。

※昨年度実績平均2.9日。(申請内容、お問い合わせの内容により、お時間をいただく場合もあります)

どなた様にも親切丁寧な対応を心がけています
ぜひ、CIICの経営状況分析をご利用ください

「なんでも経審Plus」をリリースしました。

経営事項審査、建設業許可の変更届作成など、
行政庁に提出する申請書でお困りはありませんか？

申請書類が簡単に作成できるソフト

「なんでも経審Plus」をお試ください。

このソフトはCIICホームページに公開しており、
どなたでも無料(年会費、使用料など一切不要)で
ご利用いただけます。

ダウンロードしてお気軽にご利用ください。

操作がかんたん

ユーザー
登録不要

完全無料

「なんでも経審Plus」 サポート専用ダイヤル 03-5565-6236

経営状況分析は“信頼と実績の” 登録経営状況分析機関 登録番号1

CIIC 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階) TEL 092-483-2841

【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、**CIIC**

当財団は、情報セキュリティ
マネジメントシステム(ISMS)
に準ずるISO規格(27001)
の認証を取得しています。



建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

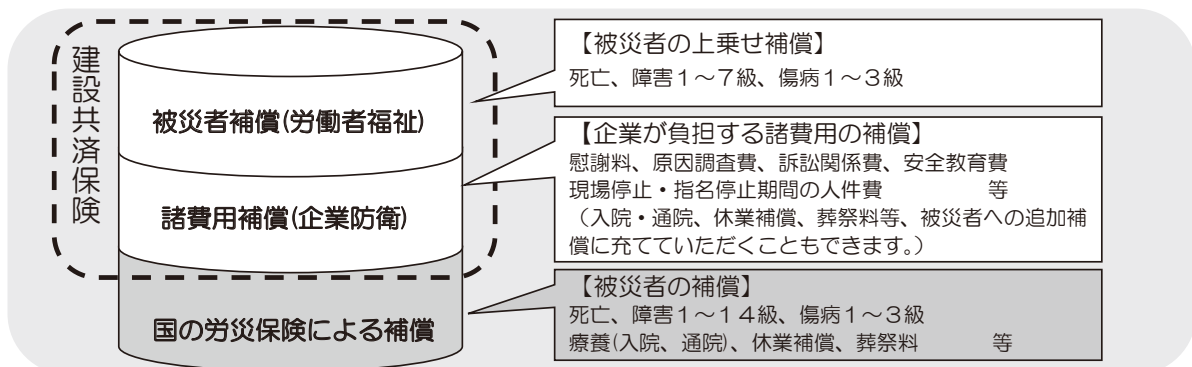
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害 7 級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索